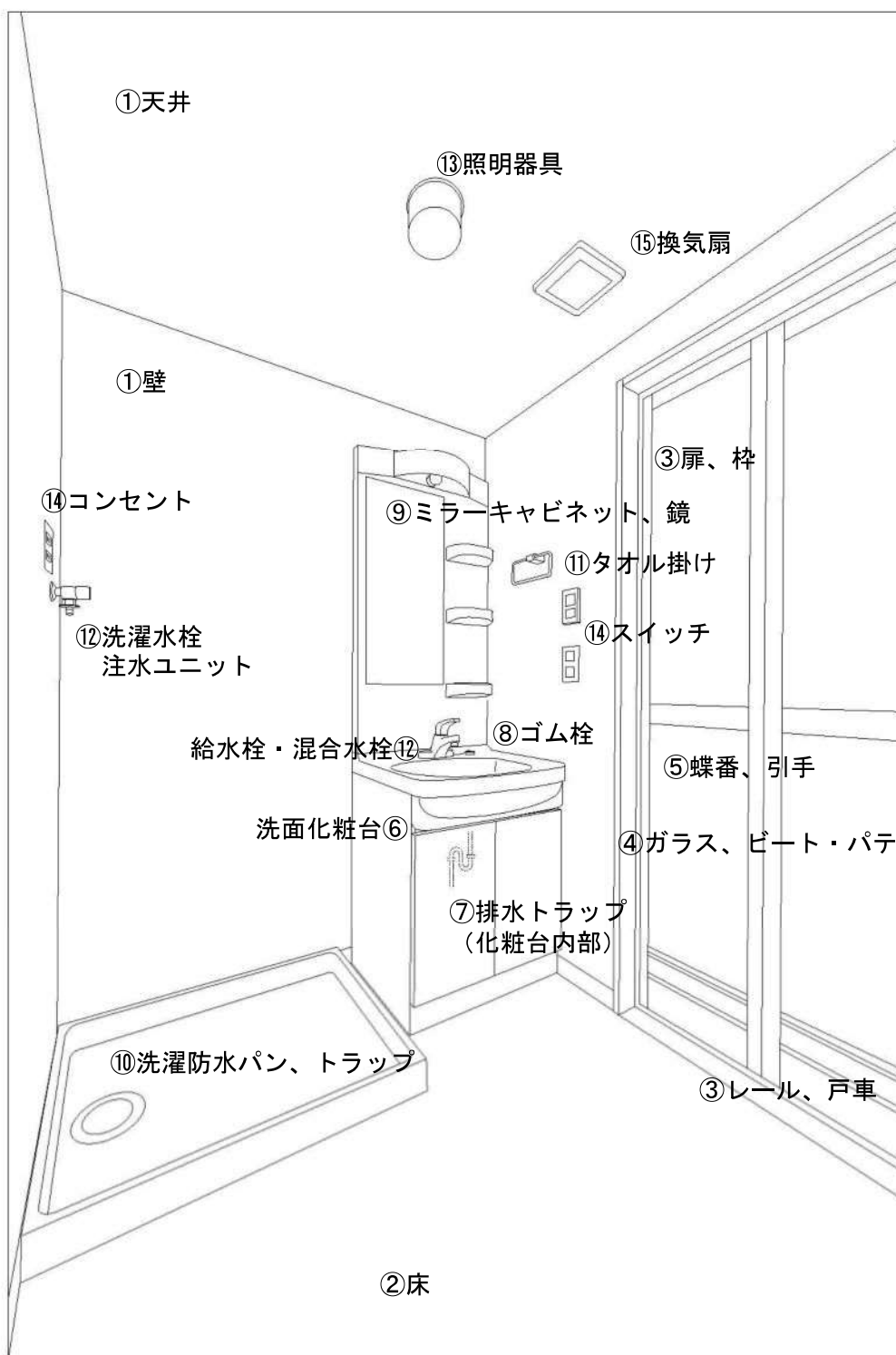


(4) 洗面所・洗濯機置場



県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者にて修繕等をお願いします。

例：機器等の経年変化による変色（損耗）、日常的な清掃を怠ったことによる設備機器や陶器の汚損や破損、異物を流したことによる詰まりや腐食・変色

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者	
天井・壁	①塗装、クロス ①下地	○	○	
床	②フローリング、長尺シート、クッションフロア ②下地	○ ○		部分的なキズ・剥がれ等を除く
浴室ドア	③扉、枠 ③レール、戸車 ④ガラス、ビート・パテ(ガラス押え) ⑤蝶番、引手、その他付属品	○ ○ ○ ○		
洗面台	⑥洗面器、化粧台の本体 ⑥化粧台の戸 ⑦排水トラップ ⑧鎖付きゴム栓 ⑨ミラーキャビネット、鏡 ⑩洗濯防水パン、トラップ ⑪タオル掛け ⑫給水栓、混合水栓 ⑫水栓のパッキン、コマ ⑫洗濯注水ユニット本体・リモコン ※住戸により設置状況が異なります	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	調整含む 撤去となります
電気	⑬照明器具(県が取付けたもの) ⑬電球、蛍光管、グローランプ ⑭スイッチ、コンセント ⑮換気扇 ⑮換気扇フィルター	○ ○ ○ ○	○ ○	

※ 結露によるカビ等の除去・清掃は入居者の負担となります。

※ 排水管の詰まり解消は入居者の負担となります。